北海道野球連盟役員の定年に関する内規

(総 則)

第1条 この内規は、北海道野球連盟規約第20条第4項に基づき定めるものである。

(役員の定年に関する事項について、役員の定年制の導入)

第2条 本連盟の役員(理事及び監事)は、年齢が満70歳で定年とする。

(役員の定年に関する事項について、役員就任時等年令)

第3条 本連盟の役員(理事及び監事)は就任時において、その年齢が満70歳未満とする。

(役員の定年に関する事項について、役員就任中に定年に達した場合)

第4条 本連盟の役員(理事及び監事)は任期期間中において満70歳に達した場合であっても、その任期期間は役員として在任するものとする。

(役員の定年に関する事項について、本内規の改廃等について)

第5条 この内規の改廃については、理事会において承認を受けるものとする。

(付 則)

この内規は、平成5年2月27日から実施する。